

★裏面もご覧ください…「支援センター活動報告」を掲載

「子どもの健全育成」と「地域社会の活性化」めざし 伊達市16番目のNPO法人「とっこす」誕生！

平成24年12月、伊達市に新しいNPO法人が誕生しました。名称は「NPO法人とっこす」。理事長佐藤京子さんのインタビューを交えて、伊達市16番目のNPO法人のプロフィールをご紹介します。

「3・11」を通り越したいから「とっこす」 屋内遊戯施設の建設・運営をめざす

「NPO法人とっこす」の設立が認証されたのは9月の申請から約3か月後の昨年12月13日。お話は平成25年1月10日にうかがいました。

……「とっこす」という名称の意味は？

「3・11」を皆で乗り越えたいのでこの名にしました。「通り越す」を方言では「とっこす」と言います。震災・原発事故を乗り越えようという意気込みです。

……具体的に「とっこす」がめざすのは？

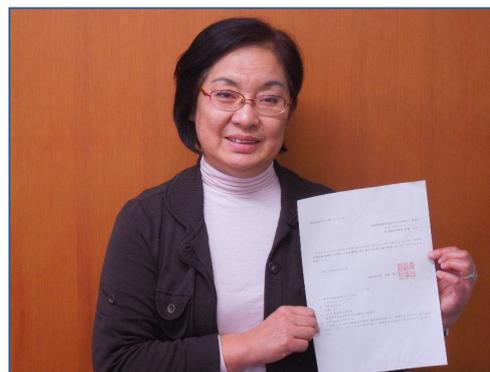
設立趣旨書にも定款にも明記しましたが「屋内遊戯施設」の管理運営を通じて、地域の子どもの健全育成と、地域社会の活性化をめざしたいと思っています。屋外活動が制限されている中、屋内の遊戯施設が街中にあり、子どもが遊べるだけでなく大人も楽しめる工夫をすれば、地域活性化にもつながるのではないかと考えています。

……「とっこす」の構成メンバーは？当面の活動は？

メンバーは私を含め、伊達市内の50歳代の自営業者やその友人知人が中心です。屋内遊戯施設開設には、土地、施設、設備、資金、運営スタッフという多くの課題を解決しなければなりませんから時間がかかります。行政を含め多くの地域の皆さんに協力していただくことも不可欠です。こうした諸々に取り組むためにも、まずは「とっこす」を知ってもらうことが第一です。設立後1年間は、そのためのアピール活動や勉強会を重ねていくつもりです。

……伊達市市民活動支援センターへの要望は？

NPO法人についてもあらためて学んでいきたいので、伊達市NPO法人の事業報告会など、横のつながりが持てる場があればと思います。支援センターのみなさん、ぜひよろしくお願ひします。



設立認証書を手にする佐藤京子理事長

NPO 法人とっこす

とっこすの活動目的

この法人は、屋内遊戯施設の建設・運営事業を通じて、地域の子どもたちの健全育成を図るとともに、まちづくりの推進を図り、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
 (定款より)

代表：佐藤京子さん 連絡先：024-575-2177
 事務所：伊達市保原町字竹内町8 1番地 4

法人が行う活動分野（略称）				
子どもの健全育成	保険・医療・福祉	まちづくり	社会教育	環境の保全
観光の振興	学術・文化・芸術・スポーツ	災害救援	経済活動の活性化	連絡・助言・援助



写真は屋内遊戯施設建物案の冊子表紙

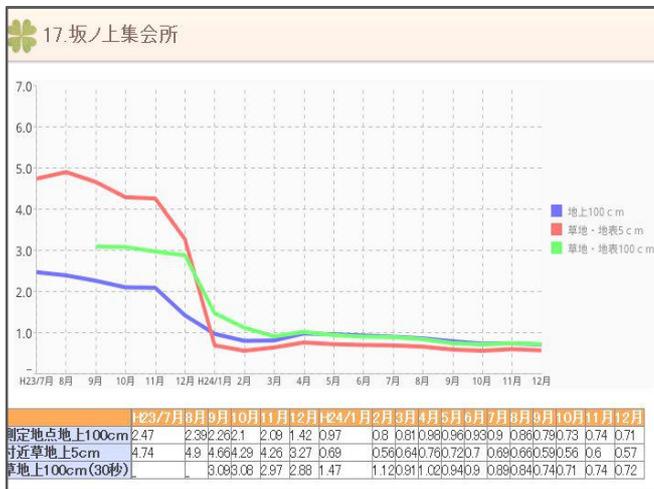
市内22地点の放射線量変化に分析解説を追加 支援センターのホームページで確認できます

「支援センター」では伊達市内市民団体の活動支援のため、公式ホームページによる情報発信サポートを続けています。

平成24年5月から始めた「NPO法人環境ワーキンググループ伊達」による「放射線量測定マップ」もその1つですが、去年12月からはこのマップに線量変化のコメントが追加されています。ぜひ一度ホームページで確かめてみてください。

分析コメントは、毎日分析している線量変化を月ごとにまとめその変化の内容を記したものです。測定結果の数字やグラフとあわせて読めば測定地点の放射線量の変化がよりわかりやすくなります。

例えば下の写真は17番目の測定地点、霊山の「坂ノ上集会所」のデータですが、グラフを見れば線量の低下は一目瞭然。加えて「今月の分析」を読むところあります。「今月は前月と比べて4.1%と大きく減少した。これは昨年の除染作業により、地表5cmで0.57と大きく低下しており周辺からの移動も少ないことが考えられる」。目に見えない放射線を「見える化」することで何とか対応できるようにしたい…私達支援センターはこうした情報発信のサポートを今後も続けて参ります。



平成23年7月から測定開始 除染作業で大きな変化

○「環境ワーキンググループ伊達」の放射線測定マップはこちらから確認できます

<http://www.date-civilsupport.jp/?p=461>

被災者・初心者向けPC講習会もサポート 情報格差解消と生活再建のきっかけに

平成24年10月25日～12月9日まで、「一般社団法人ふくしま情報サポーター」と協力して、震災被災者に向けた初心者対象のパソコン・インターネット講習会、年賀状作成講習会を企画実施しました。どちらも被災地の生活再建のひとつとして伊達ふれあいセンターで開催。伊達市へ避難している方を中心に、多くの参加がありました。



満員となった年賀状講座会場

NPO 法人ワンポイントコーナー

「非営利」とNPO 法人への誤解

当支援センターへのご意見の中に、NPO 法人の、NPO「Non-Profit-Organization」を「非営利団体」と直訳すると、「非営利」から、NPO 法人が「収益事業を行ってはならない」また、「人件費を支払ってはいけない」との誤解が生じやすいのでは、とのご意見があります。今回はその誤解について解説します。

NPO 法人に必要な「永続性」と「非営利」

まず、NPO 法人制度とは、ボランティア活動ではできない組織的な「非営利」公益活動を、「永続的」に行えるよう法人格を取得できる制度です。

「永続的」に「非営利」公益活動を行うためには、人材の確保、事務所費などの活動経費が必要となります。人材は有給スタッフやボランティアが、法人によって混在し、そのためにボランティアの「無報酬性」をNPO 法人に当てはめる誤解があるのでしょうか。

活動経費には当然収入が必要となります。収入は会費・寄付や、助成金・補助金、そして収益事業を組み合わせたものとなります。この収益事業については、事業の収益から経費（人件費も含める）を引いた「利益」を役員や社員に「分配」せず、次の公益活動へと使用する「永続性」が求められます。これが「非営利」の意味であり、「非分配」とも言い換えられます。

NPO 法人にとって、人を雇用し収益事業を安定して行うことは、公益活動の「永続性」において必要であると言えます。



わたしたちがサポートします

～NPOへ参加をしたい。～さらに活動を広げたい。
…そんな市民の「したい」を応援します。
お気軽にご相談ください。まずはお電話から…

電話番号： 024-583-2800

○開館：毎週・火～日曜(月曜休館) 午前9時～午後6時

お気軽に伊達ふれあいセンター3階まで

